

医療機関の皆さまへ

「貸出し基準推進強化活動」実施のご案内について

平素より、当協議会の公正競争規約遵守への取組にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、既にご高承のごとく、最近のグローバルな動向としまして、医療関連事業者と医療機関の皆さまとの関係に高い透明性が求められております。医療機器業界では、このような医療機関の皆さまと医療機器事業者との関係において透明性及び公正性を確保し、業界の正常な商習慣の確立に資するとの観点から、景品表示法に基づき、平成11年4月1日に医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約が施行されました。

その中で、医療機器業界の特殊な商慣習として行われている医療機器を医療機関に貸し出す際には、平成13年に当協議会が制定した運用基準「Ⅲ－2 医療機関等に対する医療機器の貸出しに関する基準」（以下「貸出し基準」といいます。）に基づき対応することが求められています。

しかしながら、昨今、会員事業者及び医療機関等から、事業者によっては、また医療機器の種類によっては、いまだ「貸出し基準」を遵守せず、臨床での使用に供するために無償貸出ししたり、保証期間終了後に発生した故障修理のための貸出しを無償で行ったりしているとの情報が寄せられました。そこで、当協議会では平成27年8月に会員事業者の「貸出し基準」遵守状況を把握すべく「実態調査」を実施しました。その結果、不当な取引誘引に結びつく無償での貸出しの実態が明らかとなりました。

そのため、当協議会では「貸出し基準」の周知活動を強化し、いまだ「貸出し基準」を遵守していない会員事業者に対しては更なる改善を強く求めるとともに、医療機関の皆さまにも、「貸出し基準」をより正しくご理解いただくために、平成28年4月から9月を「貸出し基準推進強化期間」として、積極的かつ集中的に強化活動を展開することといたしました。

特に、今回の強化活動では、透明性を確保し、不当な取引誘引を未然防止するため、「貸出し基準」に基づき、無償で医療機器を貸し出す際には「医療機器の貸出しに関する確認書」を取得すること、また、無償貸出期間を超えて臨床での使用に供するため医療機器を貸し出す場合及び故障修理後に貸し出す場合は、有償とすることなどの指導を行うこととしております。

貴院におかれましては、「貸出し基準推進強化活動」実施の背景をご理解いただくとともに、「貸出し基準」遵守に向けた会員事業者の取組にご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷信徳ビル2階

Tel:03(3818)1731 FAX:03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>